

地方自治体等の助成制度のご案内

国、各市町村や団体等に設けられている受講料等助成制度を活用すると、さらに効率的な人財育成が可能です。

◎経費の負担を最小限に!
◎受けた助成を更なる人財育成に!
助成制度の有効活用をお勧めします

新潟県

(平成30年2月現在、50音順)

	機関名	助成額	お問い合わせ窓口
市町村	糸魚川市	経費の2分の1 ※1人当たり3万円以内、1事業所年度内3人以内かつ1人1回限り	商工農林水産課企業支援室 025-552-1511
	魚沼市	経費の2分の1 ※5万円以内、受講開始から終了までの期間が2か月以上の場合は10万円以内	商工観光課 025-792-9753
	小千谷市	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※各研修ごとに1事業所1人	商工振興課 0258-83-3556
	加茂市	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※1万5千円以内、各研修ごとに1事業所1人	商工観光課 0256-52-0080
	五泉市	受講料の2分の1 ※1人当たり3万円以内、1企業年間10人まで	商工観光課 0250-43-3911
	佐渡市	受講料の2分の1 船賃(2等往復)・宿泊費(5千円まで)実費 ※10万円限度	地域振興課 0259-63-4152
	三条市※1	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※小規模事業者は短期研修1/2、長期研修2/3、各研修ごとに1事業所1人以内	商工課 0256-34-5610
	新発田市	受講料が3万円以内の時は全額、3万円を超える時は超えた額の2分の1を加算(千円未満切り捨て) ※1事業所年間9万円以内	(公財)新発田育英会(新発田市生涯学習センター中央公民館内) 0254-22-8516
	上越市	受講料の2分の1 ※講師招へい型:5万円、研修参加型:3万円限度	上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター 025-522-2666
	聖籠町	受講料の2分の1(千円未満切り捨て) ※3万円以内、当該年度1企業5人まで	産業観光課 0254-27-2111
	関川村	経費の3分の2 ※常時雇用者数50人未満の場合5万円限度、50人以上の場合10万円限度、1事業所年1回のみ	農林観光課 0254-64-1478
	田上町※1	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※各研修ごとに1事業所1人	産業振興課 0256-57-6225
	津南町	経費(受講料及び宿泊料)の3分の1(千円未満切り捨て) ※1人3万円限度、また各研修ごとに一中小企業者につき2名以内	地域振興課 025-765-3115
	燕市	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※小規模事業者は短期研修1/2、長期研修2/3、各研修に対し1事業所2名以内	商工振興課 0256-77-8231
	十日町市	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※1人当たり2万円以内、当該年度1事業所5人まで	産業政策課 025-757-3139
	長岡市	経費が6万円以下の時は全額、6万円を超える時は超えた額の3分の2を加算 ※国内研修10万円以内、国外研修30万円以内、4日以上の研修に限る	(公財)長岡市米百俵財団(長岡市教育総務課内) 0258-39-2238
	新潟市	1講座1人につき受講に要する経費の50%以内 ※20万円限度	各区産業振興担当課 025-226-1689
	見附市	受講料の3分の1(千円未満切り捨て)各研修ごとに1企業あたり1人 ※予算の範囲内、受講前に申請	地域経済課 0258-62-1700
	南魚沼市	受講料の2分の1以内 ※1人当たり1回3万円(3ヶ月以上の研修は10万円)を上限、当該年度1事業所3人まで	商工観光課 025-773-6665
	村上市	受講料の2分の1 ※1人当たり上限2万円、1事業者3人まで	地域経済振興課 0254-53-2111
支援機関	新井商工会議所	受講料の2分の1 ※1万5千円以内	0255-72-2425
	出雲崎町商工会※1	受講料の3分の1 ※3万円以内	0258-78-2064
	岩室商工会	受講料の2分の1又は、2万円のいずれか低い額	経営支援室 0256-82-3209
	柏崎商工会議所	受講料の2分の1 ※1研修当たり3万円以内、予算の範囲内、柏崎あきんど協議会構成団体、加盟事業所	中小企業相談所 0257-22-3161
	潟東商工会※1	受講料の3分の1または2万円のいずれか低い額(百円未満切り捨て)	0256-86-2129
	刈羽村商工会	受講料の3分の1(千円未満切り捨て) ※3万円以内、1事業所年度内3万円限度	経営支援室 0257-45-2386
	川西商工会※1	1研修当たり1万円以内 ※1商工会員あたり4名限度	025-768-2176
	神林商工会	受講者1名について1日2千円、ただし1事業所2万円限度	0254-66-7408
	紫雲寺商工会	受講料の2分の1 ※1万円以内	0254-41-2319
	下田商工会	受講料の2分の1かつ1人当たり1万円以内 ※1事業所3万円以内、短期研修に限る	経営支援室 0256-46-3073
	白根商工会	費用の2分の1 ※1万円以内、1事業所3名以内	025-373-4181
	水原商工会※1	受講料の2分の1 ※受講者1人あたり1万円限度、1事業所各年度3名まで	0250-62-2047
	津南町商工会※1	受講料の2分の1(千円未満切り捨て) ※2万円以内	025-765-2301
	寺泊町商工会	費用(交通費宿泊費は除く)の2分の1(千円未満切り捨て)1会員あたり3名まで ※1人当たり1万円以内、1事業所年間3万円以内	経営支援室 0258-75-2474
	中条町商工会	受講料の2分の1(千円未満切り捨て)又は2万円のいずれか低い額 ※1事業所当該年度2名以内	経営支援室 0254-43-3624
	中之島町商工会※1	受講料の3分の1 ※3万円以内	0258-66-5550
	西川商工会	要した費用の2分の1 ※限度額1万円、1企業2名まで	経営支援室 0256-88-3646
	分水商工会	燕市助成金交付を受け、その受講料残額の2分の1 ※年度内5人(5回)、総額17万5千円以内	経営支援室 0256-97-2181
	六日町商工会	受講料の2分の1 ※1人当たり3万円以内、1申請者につき各年度1回とする	025-772-2590
	安田商工会	受講料の2分の1 ※1人当たり1万円、1事業所各年度3名まで	0250-68-2208
与板町商工会※1	補助対象経費の3分の1 ※1人当たり1万円以内、1事業年度につき1事業所2万円以内	経営支援室 0258-72-2303	
業界団体	協同組合 つばめ物流センター※2	短期研修:受講料の3分の1、長期研修:受講料の10分の1(千円未満切り捨て) ※各研修1組員2名以内	0256-63-7660
	新潟県商工振興協同組合※1	受講料の3分の2 ※5万円以内、1事業所年度内1人まで	025-267-1100
	公益社団法人 新潟県トラック協会※2	短期研修の場合:受講料の全額((公社)新潟県トラック協会:受講料の3分の2、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1) 長期研修の場合:受講料の3分の2(新潟3分の1、全日本3分の1) ※三条校が定めた講座のうち全日本トラック協会が決定した講座	業務部 025-285-1717

※1 三条校内で開催される研修のみが助成対象となります。※2 業界団体に加盟していることが利用条件です。

地方自治体等の助成制度のご案内

国、各市町村や団体等に設けられている受講料等助成制度を活用すると、さらに効率的な人財育成が可能です。

◎経費の負担を最小限に!
◎受けた助成を更なる人財育成に!
助成制度の有効活用をお勧めします

長野県

(平成30年2月現在、50音順)

	機関名	助成額	お問い合わせ窓口
市・町・村	安曇野市	受講料の2分の1以内 ※受講者1人につき2万5千円以内、1事業者10万円限度	商工労政課 0263-71-2000
	飯田市	受講料の2分の1 ※2万円以内、1事業所につき1年度に2回	金融政策課 0265-59-7161
	飯綱町	受講料の10分の3 ※1企業5万円以内	産業観光課商工観光係 026-253-4765
	伊那市	受講料の2分の1 ※1事業所年間5万円以内	商工振興課 0265-78-4111
	上田市	受講料と宿泊費の2分の1(食事代は除く) ※1人1年度内1回	雇用促進室 0268-24-7363
	木曾町	受講料の2分の1(旅費を除く) ※1研修あたり2万円、1事業所あたり年度内5万円まで	総務課政策推進室 0264-22-4280
	駒ヶ根市	経費の2分の1 ※30万円以内、市内に本社機能を有する中小企業者	商工振興課 0265-83-2111
	小諸市	受講料の10分の3 ※1社5万円、同一の従業員1人につき1万円以内	商工観光課 0267-22-1700
	塩尻市	受講料の2分の1 ※1企業あたり20万円以内、受講料が1万円以上のものに限る	0263-52-0280
	下諏訪町	受講料の2分の1 ※1研修当たり2万円限度、1企業年間8万円限度	ものづくり支援センターしもすわ 0266-26-2226
	須坂市	受講料(1万円未満を除く)の2分の1 ※3万円限度、1人年度1回まで	産業連携開発課 026-248-9033
	諏訪市	受講料の2分の1 ※2万円以内	商工課 0266-52-4141
	喬木村	受講料の2分の1 ※一事業所において年度につき5万円以内	産業振興課 0265-33-2001
	千曲市	受講料の2分の1 ※1人につき5万円限度、1事業者10万円限度	千曲市産業支援センター 026-273-1111
	茅野市	受講料の2分の1 ※1人当たり1万円以内、1企業1年度5万円以内	商工課 0266-72-2101
	中野市	受講料の全額(交通費、宿泊料、食事代は除く) ※受講者1人につき5万円以内、1人につき1年度あたり1回限り	営業推進課 0269-22-2111
	長野市	受講料の2分の1 ものづくり産業:1人3万円、1事業所10万円、情報通信:1人10万円、1事業所30万円、建設業:1人5万円、1事業所10万円以内	商工労働課 026-224-6751
	松本市	受講料の2分の1 ※1人当たり2万5千円、1事業所10万円以内、製造業又はソフトウェア業	商工課 0263-34-3270
南箕輪村	受講料、宿泊費、交通費の全額 ※1事業所年度内5万円以内、従業員総数が100人未満	産業課 0265-72-2104	
箕輪町	受講料の3分の2 ※3万円以内	産業振興課 0265-79-3111	
泰阜村	受講料の2分の1	振興課 0260-26-2111	
支援機関	阿智村商工会	受講者1名につき年間3万円以内、1社につき年間10万円以内	0265-43-2241
	飯山商工会議所※1	受講料の全額 ※1社5万円限度	相談課 0269-62-2162
	佐久穂町商工会	受講料と宿泊費の2分の1(大学の寮に宿泊する場合に限る) ※3万円以内	0267-86-2275
	信州新町商工会	受講料の2分の1 ※1人当たり3万円以内、1事業所当たり4万円以内	026-262-2138
団体	公益社団法人長野県トラック協会※1※2	受講料の3分の2((公社)長野県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	交付金部 026-254-5151

福島県

市	会津若松市	経費の2分の1(10万円以内) ※同一の中小企業者につき1回限り	商工課 0242-39-1252
	喜多方市	製造業:受講料の2分の1 ※1企業年間20万円、1人1回5万円以内 製造業以外:1人当たり3万円までは全額、3万円を超える場合は超過額の2分の1に3万円を加算した額 ※1事業者年間15万円、1人1回5万円以内	商工課 0241-24-5247
	須賀川市	経費の3分の2以内 ※受講料、旅費等の合計が5万円以上の場合が対象、1年度中小企業者等は40万円、個人は5万円限度	商工労政課 0248-88-9142
	福島市	受講料の2分の1(上限4万円) ※市内の製造業に関わる中小企業者	産業創出推進室 024-525-4022
団体	公益社団法人福島県トラック協会※1※2	受講料の3分の2((公社)福島県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)(対象講座は全日本トラック協会に準ずる)	業務部 024-558-7755

富山県

市	氷見市	受講料の2分の1 ※1受講者5万円以内、10万円限度	商工・定住課 0766-74-8105
団体	一般社団法人富山県トラック協会※1※2	受講料の3分の2((一社)富山県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	総務部 076-495-8800

石川県

市	金沢市	受講料の2分の1 ※1企業1年度最大10万円 ※製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種	ものづくり産業支援課 076-220-2205
	小松市	経費の2分の1(千円未満切り捨て) ※20万円限度(経営管理者養成コースのみ対象)	商工労働課 0761-24-8074
	野々市市	受講料全額 ※1人当たり5万円以内(概ね40歳までの者に限る)	産業振興課 076-227-6082
機関支援	川北町商工会	受講料の2分の1 ※2万円以内	076-277-2133
団体	一般社団法人石川県トラック協会※1※2	受講料の3分の2((一社)石川県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	076-239-2511

※1 三条校内で開催される研修のみが助成対象となります。※2 業界団体に加盟していることが利用条件です。

国の 受講料 助成制度	「人材開発支援助成金制度 (特定訓練コース(Off-JT))」 ※10時間以上の研修が対象となります	お問い合わせ先	・長野労働局職業安定部求職者支援室 Tel: 026-226-0862	・石川労働局職業安定部求職者支援室 Tel: 076-200-8437
			・新潟労働局職業対策課助成金センター Tel: 025-278-7181	・富山労働局雇用調整助成金センター Tel: 076-432-9172